

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 8 号
件 名	行政手続の押印見直しを行うよう求めることについて
要 旨	<p>内閣府は、令和2年12月18日に、地方公共団体における押印見直しマニュアルの概要を各自治体に発出しています。これを受けて市の主管課は、行政手続の押印見直しの実施についてを各所属部署に通知しています。しかし、各課はこれを遵守せず、認印を押印の上と文書の提出に当たって通知しています。</p> <p>また、市のホームページに掲載している申請様式に、押印と示しています。各課は、所管する文書の点検を行い、市民に提出を求める文書に押印する旨の記載がないか確認を求めます。さらに、文書のテンプレート（ひな形、定型文）を活用する場合は、押印の記載がないかも確認を求めます。</p> <p>主管課は、通知文を発出すれば完結としないで、結果の報告、検証等を求めます。また、各課は国と主管課からの通知文を無視することなく対応し、その結果を主管課に報告すべきです。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各課は主管課の通知文を受理した場合、措置し、課員に周知すること。 2 各課は担当職員に任せただけでなく、管理すること。 3 主管課は各課に通知した結果を求め、管理すること。
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 } 令和5年12月4日 } 総務常任委員会 第3項 }</p>
受 理	令和5年10月31日 第485号